

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

－今号の目次－

- ◆ 第8回子ども・子育て支援等分科会が開催される(こども家庭庁)……………1
- ◆ こども誰でも通園制度の設備及び運営の基準に係るパブリックコメントについて(こども家庭庁)……………3

◆第8回子ども・子育て支援等分科会が開催される(こども家庭庁)

令和6年12月19日、「第8回子ども・子育て支援等分科会」が開催されました。

「子ども・子育て支援等分科会」は、「こども家庭審議会」のもとに設置される分科会で、主に「子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項を調査審議」するとされています。令和4年度まで内閣府に置かれていた「子ども・子育て会議」の後継組織となります。

第8回子ども・子育て支援等分科会では、下記について、確認・協議が行われました。

1. 本分科会の検討事項に係る制度改正の方向性等について

- (1) 制度改正を予定している事項の方向性等について
- (2) 「新子育て安心プラン」後の保育提供体制について
- (3) こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会の状況について
- (4) 妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業の施行に向けた準備の状況について
- (5) 令和7年度予算編成過程で検討する主な事項について

2. 公定価格等について

- (1) 令和6年度人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえた公定価格の人件費改定

について

(2) 公定価格における地域区分に関する対応について

(3) 処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化について

3. 次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の策定等について

本会からは、村松幹子副会長（全国保育士会会長）が委員として参画しており、上記の内容を受け、事前に資料を提出したうえで、下記内容を発言しています。提出資料については、別添 PDF をご覧ください。

まず、「人口減少地域における保育の場の確保について」です。

人口減少について、資料に具体的な記載が既にありますますが、これについては自治体や保育所、認定こども園等に対して丁寧な説明が必要であると考えています。特に認可を受けた保育施設等としては、地方自治体が責任を持って維持することなど、保育の場の確保ができる施策の実現に可及的速やかに取り組むことが求められると思っております。

2つ目は、「職員配置について」です。

現在、個別に対応する必要性が増してきている保育現場においては、基準以上の職員配置が各施設の努力によって行われているということは、今回の経営実調の結果からも見えてきております。現状と乖離のないよう配置基準の改善を早々に実現していただきたいとの声は、大なるものがあります。

また、保育士、保育教諭のみならず、看護師、栄養士、調理員、事務員等の役割もますます大きくなっていますので、同様に、現状に鑑みた配置基準であるかどうか、早急に精査をお願いしたいと思います。

3つ目です。「こども誰でも通園制度」については内容が固まってまいりましたが、試行的事業の中で、既に地域での格差が生じているとの声もあります。今後、本格的な実施に際しましては、格差を生じることなく、基本的な基準とかルールを自治体や制度の実施者に対して示すことが必要と考えております。

4つ目の「処遇改善加算の一本化」についても、混乱を来さぬように、分かりやすく丁寧な説明をお願いしたいと思います。

最後に、「働き方改革について」ですが、私は保育士として、子どもの側に立つてここでは発言をさせていただきます。保育所における 11 時間開所や土曜開所は、保護者の就

労が軸になったものとなっています。子どもの健全な育ちを実現していく役割を担っている私たちは、果たしてこれが、国がめざすこどもまんなか社会なのかと首をかしげております。保護者の働き方が変わらなければ、この問題は解決しません。少子化反転もここにあるのではないのでしょうか。

これは、子どもの育ちと家庭を支える立場の保育士の働き方と直結します。これから安定して保育施策に携わっていくには、保育士の人材確保・定着が鍵であることはいうまでもないと考えております。

詳細はこども家庭庁ホームページをご確認ください。

こども家庭庁ホーム>会議等>こども家庭審議会>子ども・子育て支援等分科会>第8回子ども・子育て支援等分科会

https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate/443197f1



◆こども誰でも通園制度の設備及び運営の基準に係るパブリックコメントについて(こども家庭庁)

現在こども家庭庁では、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の設備及び運営に関する基準案について、下記リンクよりパブリックコメントの募集が行われています。来年度、地域子ども・子育て支援事業の一つとして実施されるにあたり定められるもので、令和7年1月上旬に公布予定、施行期日は同年4月1日とされています（経過措置あり）。

パブリックコメントについては、2025年1月4日23時59分まで受け付けられています。パブリックコメントの詳細については、下記ホームページからご確認ください。

●乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準案に関する御意見の募集について

e-GOV トップ>案件一覧>乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準案に関する御意見の募集について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=141000107&Mode=0>





令和 6 年 12 月 19 日

第 8 回 こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会 意見書

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会

1. 人口減少地域における保育の場の確保について(資料 2)

- 資料 2 の 2 ページ (1) 市町村による地域のニーズに応じた保育提供体制の確保の具体的な取り組みとして、「地域分析や支援の強化により、地域における統廃合や規模の縮小（略）を促進」との記載がありますが、これについては、自治体や保育所・認定こども園等に対して丁寧な説明が必要であると考えます。
- 保育施設は、子どもの育ちを保障し、子育て家庭を支援するとともに、子どもの居場所を維持・確保する、地域に欠かせない社会資源です。
- 特に人口減少地域の保育施設は、地域で唯一の子育て支援の拠点でもあり、その保育施設がなくなると、子どもが集まる場や子どもを預けて働く場がなくなり、地域そのものの維持が難しくなります。
- 認可を受けた保育施設等として地方自治体が責任を持って維持することなど、保育の場の確保ができる施策の実現に可及的速やかに取り組むことが求められます。
- 「新子育て安心プラン」後の保育提供体制について議論するにあたっては、保育現場の現状や意見を十分にお聞きください。
- また、「過疎地域における保育機能確保・強化モデル事業」について、取り組みを希望する自治体に取り組むことができるよう、対象や要件など、柔軟な対応が必要です。

2. 保育に携わるすべての職員の配置や処遇改善について(資料 2)

(1) 保育に携わるすべての職員の配置基準について

- 近年、子どもの発達においては個人の差が大きく、個別に対応する保育の必要性が増えています。配慮が必要な子ども、気になる子どもも増えています。子どもたちにきちんと向き合うため、基準以上の職員の配置については、各施設の努力により対応してきた現状があります。
- そのような現状を鑑みて、1 歳児の配置基準の改善を早期に実現いただくとともに、応答的な関りが求められる 2 歳児の保育士の配置基準の改善も必要です。
- また、資料 2 の 1 ページの保育提供体制の強化において、「人員配置の在り方の研究」を挙げていただいておりますが保育士・保育教諭はもちろん、看護師や栄養士、調理

員、事務員等の保育士以外の職員の配置基準についても、各施設の努力による職員配置や業務量の削減に限界があるなかで、配置基準が適当なのか、しっかり精査してください。

(2) 保育士が長きにわたってキャリアを積み上げ、専門性を高めるために

- ・ 保育士の平均勤務年数が年々伸びているなか、現在の処遇改善等加算Ⅰは11年で加算率が頭打ちとなります。経験が豊富で専門性の高い職員は、現場に必要不可欠な存在です。
- ・ 保育士のさらなる定着をめざして、加算のあり方を見直すとともに、福祉職俸給表における格付の見直しも含めた公定価格の基本単価の引き上げ等、さらなる処遇改善を進めてください。

(3) 主任保育士の役割について

- ・ 「こども誰でも通園制度」の試行的事業の前に実施されていた「保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業」の中間評価集計結果では、担当職員の約63%が保育の経験年数が11年以上となっています。
- ・ 時間的な制約等のある「こども誰でも通園制度」を進めるにあたっても、経験や専門性のある主任保育士が果たす役割が重要であり、期待されることは明白です。
- ・ 主幹保育教諭の配置が公定価格上の配置基準に含まれている一方で、主任保育士の配置については、要件を満たした場合に加算により措置されるという、果たしている役割の重要性に比べて非常に不安定な状況です。
- ・ 主任保育士がその専門性を十分に発揮し、保育の質をさらに向上させるため、加算ではなく、公定価格上の配置基準に含み、専任必置化としてください。

(4) 施設長の資質向上のために

- ・ 保育者がやりがいを持って働き続けられるような風通しのよい職場をつくり、園をマネジメントする役割を担うのは施設長です。施設長がその責任を果たすために、減算措置ではなく必置化するとともに、必修研修や資格等の要件などを的確に定めることが必要だと考えます。

(5) 社会福祉施設職員退職手当共済制度について

- ・ 保育人材確保難が深刻化しているなか、子どもの健やかな育ちを保障するため、令和6年度末までに改めて結論を得るとされている社会福祉施設職員等退職手当共済制度については、その公費助成を堅持・継続してください。

3. 「こども誰でも通園制度」が真に子どものためのものとなるために(資料 3)

(1) 本格実施に向けた委託料の見直しについて

- ・ 「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」においても多くの委員からご指摘があったように、質の高い保育の提供に向けた保育士の配置と安定した事業継続等に向けては、令和 6 年度実施の試行的事業の委託料の単価（子ども一人 1 時間あたり 850 円）では困難と言わざるを得ません。本格実施に向けて委託料の見直しを実施いただいているとのこと、是非実現してください。

(2) 0 歳 6 か月～2 歳のこどもたちの安心・安全と保育の質が保障されるために

- ・ 「こども誰でも通園制度」の試行的事業においては、これまで 0 歳から 2 歳の保育を経験していない事業者も対象施設として含まれています。
- ・ 0 歳から 2 歳というその後の育ちにとっても重要な時期には、乳児保育の専門性が欠かせません。そのため、専門性のある保育士が関わることを基本（有資格者の配置を基本として、特例措置を設ける）とするなど、本格実施に向けては、子どもたちの安心・安全と保育の質が保障されるような制度設計としてください。

(3) 令和 8 年度の全国実施に向けた検討について

- ・ 「こども誰でも通園制度」においては、今年度試行的事業が実施されていますが、現在でも各自治体により利用時間が大きく異なるなど、地域での格差が生じているとの声があります。全国で実施するにあたっては、自治体間であまりに大きな格差が生じることが望ましくないと考えます。
- ・ また、給食の提供等にあたっては、既存の設備の利用を含めた設備基準や調理員・栄養士等の配置など検討いただく必要があります。
- ・ 全国的な実施に向けては、各自治体というよりも国において、基本的な基準やルールを設定いただき、自治体や「こども誰でも通園制度」実施者に対して示していただくことが必要です。

4. 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲの一本化について(資料 6)

- ・ 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲの一本化については、令和 7 年度 4 月から開始が予定されていますが、混乱を来さぬよう、自治体、保育園・認定こども園等に対し、わかりやすく、丁寧な説明をお願いします。

5. 保育現場での DX の推進について(資料 2)

- 保育現場での DX の推進にあたっては、現実としてまだまだ ICT 化されていない自治体や施設があるとの声があります。
- 保育現場の DX を実現するにあたっては、実際に使用する自治体・施設において ICT が拡充されることがまず必要です。全国的に拡充が進むよう、自治体にさらなる働きかけをしてください。また、一律の運用を進めるにあたっては、各施設で必要な環境性整備等、具体的にお示しいただくことで取り組みやすくなると考えます。

6. 「こどもまんなか社会」を実現するための日本の働き方改革(資料 2)

- 安心して子どもを産み育てる環境を整えるとともに、家族で過ごす時間を大事にしながら子育てができる社会とし、保護者の働き方も「こどもまんなか」にすることが、少子化反転につながると考えます。そのためには日本の長時間労働を是正する施策をすすめることが必要です。
- 保育所等においても 11 時間開所や土曜開所が求められ、保護者の就労の関係で、開所時間のすべてを園で過ごす子どもたちがいます。それは、国がめざす「こどもまんなか」の社会なのでしょうか。
- 働き方改革は早急に行うべき課題です。日本の長時間労働を是正する施策を進めるとともに、子どもたちの育ちとその家庭を支える側である保育士の働き方を改善するためにも、11 時間開所が求められる保育所等の開所時間のあり方等についても検討してください。このことは保育士の人材確保・定着に直結する問題でもあると考えます。